

主な用語の定義

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「放射線業務」、「除染等業務、特定線量下業務」、「強烈な騒音を発する場所における業務」、「振動工具による身体に著しい振動を与える業務」、「紫外線、赤外線にさらされる業務」及び「重量物を取り扱う業務」をいう。

「有機溶剤業務」

キシレン、酢酸エチル、メタノール等の有機溶剤を製造し、又は洗浄、塗装等のために有機溶剤を取り扱う業務をいう（労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質を製造し又は取り扱う業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、金属の研磨加工、粉状の鉱石の袋詰め及び混合、アーク溶接等、じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」

塩素化ビフェニル（PCB）、クロム酸及びその塩、アンモニア等の特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務をいう（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質を製造し又は取り扱う業務）。

「重量物を取り扱う業務」

おおむね30キログラム以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。

「石綿を製造し又は取り扱う業務」

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「放射線業務」

エックス線装置の使用の業務又は放射性物質を装備している機器の取扱いの業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。

「除染等業務」

除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいう。

「特定線量下業務」

除染特別地域等内において事故由来廃棄物により平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいう。建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当する。

「強烈な騒音を発する場所での業務」

鋸打ち機、はつり機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場、動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場等、強烈な騒音を発する作業の行われる場所での業務をいう。

「振動工具による身体に著しい振動を与える業務」

ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等の振動工具を取り扱う業務をいう。

「紫外線、赤外線にさらされる業務」

電気又はガスによる溶接又は切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務等強い紫外線にさらされる業務及び赤外線乾燥装置のそばでの作業等強い赤外線にさらされる業務等をいう。

「設備の密閉化」

鉛等の粉じん、ヒューム等が設備の外部に漏れないように設備の全部又は一部を完全に密閉することをいう。

「局所排気装置」

鉛等の粉じん、ヒューム等の発生源にフードを取り付け、このフードにより粉じん、ヒューム等を発生源においてつかまえ、このつかまえた粉じんをダクトと呼ばれる管を通し、ファンで吸引して排出口から屋外に出す装置をいう。

「全体換気装置」

建物の中に新鮮な外気を連続して送り込むこと等により建物の中の汚れた空気を排出して全体の空気を入れ替える装置をいう。

「作業主任者」

法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者をいう。

「作業環境測定」

有害な業務を行う作業場（粉じんを著しく発散する屋内作業場、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、放射線業務を行う作業場等）において、作業環境の実態を把握するために実施する測定をいう。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

「GHS分類」

国連が平成15年7月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則GHSでは表示の対象とされていない。

(GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略)

「GHSラベル」

GHS分類（隔年ごとに改訂）に該当する化学品に表示することとされているラベルをいう。

「危険有害性がある化学物質」

「GHS分類」において危険有害性のクラス又は区分の付いている化学物質をいい、新たに平成24年4月1日から、譲渡提供者に安全データシート（SDS (Safety Data Sheet)）の交付が努力義務とされている（労働安全衛生規則第24条の15）。

「労働安全衛生法第57条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡提供者に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取扱方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

「労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質」

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物として、譲渡提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「化学物質に関するリスクアセスメント」

化学物質の有害性のレベル、予測ばく露等を見積もり、見積もったリスクに対応した対策を検討することをいう。

「ずい道」

トンネルをいう。

「衝撃式削岩機」

ビット（ずい道掘削に用いる切削機の刃）に打撃を与えて穿孔（発破等のための小孔をうがつこと。）する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含まれる。

「ポータブルコンベアー」

建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいう。

「送気方式」

坑外の新鮮な空気を送風機により風管を通して送り、切羽（ずい道工事における掘削面）近くで放出する方式をいう。

「送排気併用方式」

送気式によって新鮮な空気を供給するとともに、排気式によって汚染空気を排除する方式をいう。

「排気方式」

切羽の汚染空気を風管で吸引し坑外に排出する方式をいう。